

(別紙2)

令和6年度プレシニア層向けDX・リスクリング体験講座実施業務プロポーザル評価要領

「令和6年度プレシニア層向けDX・リスクリング体験講座実施業務」を委託するに当たり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画提案の審査を下記のとおり実施する。

1 審査会の設置

(1) 審査会の名称

令和6年度プレシニア層向けDX・リスクリング体験講座実施業務審査会

(2) 審査委員

審査委員の人数は、3名とする。

2 審査の進め方

企画提案書、見積書及びプレゼンテーションを踏まえ審査を行う。

なお、下記の基準に満たない提案者は失格とし、審査会での審査を行わない。

(1) 見積価格が予算額を超えた場合

(2) 公募型プロポーザル参加資格要件が欠落していた場合（令和6年度プレシニア層向けDX・リスクリング体験講座実施業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の2関係）

3 選定方法

(1) 各審査委員の評価点を集計し、その平均点を当該提案者の得点とし、順位付けを行う。

(2) 最も高い得点を獲得した提案者を、最優秀提案者として選定する。

(3) 最優秀提案者以外の提案者についても、得点の高い順に順位付けを行う。

4 審査項目及び評価基準

(1) 審査項目及び配点（200点）

大項目	審査項目	配点
1. 事業の企画・実施	(1) 事業の目的・趣旨を正しく理解し、仕様を満たした実施方法及び内容となっているか。	150点
	(2) デジタル分野に苦手意識を持つプレシニア層が興味を持ち、参加したくなる内容となっているか。	
	(3) 参加したプレシニア層が、理解しやすく、満足できるような内容となっているか。	
	(4) 講演会や体験講座の当日の進行方法、実施手順、参加者のサポート体制等が効果的・効率的に学べる内容となっているか。	
	(5) 参加後のプレシニア層に対する意識変容や期待される効果について、具体的な内容となっているか。	
	(6) 事業実施後の効果が測定できる評価方法について、具体的な内容となっているか。	
	(7) これまでに類似の事業（経営者・管理職等を対象にした事業）に取り組んだ実績や知見があるか。	
	(8) その他、成果を高めるための仕様書にない、又は仕様書の内容よりも優れた独自の工夫・提案が見られるか。	
2. スケジュール・実施体制	(1) 提案された実施スケジュールについて、適切な期間が設定されているか。	25点
	(2) 業務の実施体制が明示されており、事業が的確かつ円滑に遂行できる体制となっているか。	
	(3) 県との連携体制が具体的に明示されているか。	

3. 見積価格・県内企業	(1) 予算額との比較に基づき点数化した見積価格。 ※見積価格が低いほど高得点となる評価方式を採用しているが、具体的な計算方法は非公表とする。	25点
	(2) 鳥取県内に事業所(本店、支店等)を有しているか。	
合計		200点

※審査項目ごとの項目点は各5点満点とし、それぞれに係数(非公表)を乗じた点数を各審査項目の評価点とする。

なお、評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

(2) 評価基準

項目点	評価基準
5点	非常に優れている
4点	優れている
3点	標準的である
2点	劣る
1点	非常に劣る
0点	要件を満たしていない、記載がない

5 その他

- (1) 得点が同点であった場合は、見積書の金額等も考慮した上で、審査委員の協議により順位を決定するものとする。
- (2) 4の(1)に示す大項目ごとに、得点(審査委員の平均点)が満点の5割に満たない場合、当該提案者は失格とする。ただし、「3. 見積価格・県内企業」の得点については、その限りではない。
- (3) 実施要領5の(3)に記載のプレゼンテーションを欠席した審査委員があった場合、評価にあたっては、当該委員が事前に評価を行った審査項目についてはその評価点を採用し、評価を行わなかった審査項目については出席した委員の平均点を欠席した委員の評価点とする。また、協議を行う場合は、出席した委員のみで行うこととする。
- (4) 提案者が1者のみの場合は、「3. 見積価格・県内企業」を除いた得点が、60点以上の者を最優秀提案者として選定する。